

標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正 令和七年 国土交通省告示第百九十九号

目次

- 第一章 総則（第一条～第二条）
- 第二章 運送業務等
- 第一節 通則（第三条～第五條）
- 第二節 運送の申込み及び引受け（第六条～第十七条）
- 第三節 積付け（第十八条）
- 第四節 貨物の受取及び引渡し（第十九条～第二十六条）
- 第五節 指図（第二十七条～第二十九条）
- 第六節 事故（第三十条～第三十二条）
- 第七節 運賃、料金等（第三十三条～第三十八条）
- 第八節 責任（第三十九条～第五十二条）
- 第九節 連絡運輸（第五十三条～第六十条）
- 第三章 積込み又は取卸し等（第六十一条～第六十四条）

第一章 総則

（事業の種類）

- 第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
- 第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
- 第三条 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
- 第四条 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

- 第一条 当店は、経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によりします。
- 第二条 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない限り、特約の申込みに応じることがあります。

第二章 運送業務等

第一節 通則

- （受付日時）
第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
- （運送の順序）
第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当事由がある場合は、この限りではありません。
- （引渡期間）
第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日
二 日未滿の滞数は一日とします。
三 集配期間 集貨及び配車をする場合にあつては各日
前項の規定による引渡期間の満後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもつて延着とします。

（運送の申込み）

- 第六条 当店は、貨物の運送を申込みする（以下「申込み」という。）は、次の事項を記載した運送申込書（金貨等）の類については、申込み者が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第百八十三号）第十二条第二項に規定する真荷又は個々（事業として）であるときは、運送契約の締結当事者となる者におかれず（以下「真荷等」という。）であるときは、運送申込書に記載すべき事項を電力的方法により提供することができ、この場合において、申込み者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。
- （運送の引渡）
第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の提出があつた場合において、申込み者と協議により、当該運送を引き継ぐこととすときは、同項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる事項に加え、はこの限りではあります。
- 一 集貨及び配車又は発着及び到着の予定日時
二 第六十二条第一項に規定する附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容
三 第六十二条第二項に規定する附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容
四 運送引受書の交付年月日
2 当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電力的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該運送引受書（貨物）の種類及び性質の通知したとき、申込み者は、貨物の種類及び性質の通知したときは、その旨及び当該附帯業務の内容を通知することを申込み者に求めることがあります。
- 2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込み者通知したことに疑いがあるときは、申込み者の同意を得て、その立会いの上で、これを検査することがあります。
- 3 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込み者の通知したものと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。
- 4 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込み者の通知したものと異なるときは、申込み者に点検に要した費用を負担していただきます。

（引受拒絶）

- 第九条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。
一 申込み者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意をえないとき
二 申込み者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意をえないとき
三 当該運送に適する設備がないとき
四 当該運送に際し、申込み者から特別の負担を求められたとき
五 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
六 天災その他やむを得ない事由があるとき

（高価品及び貴重品）

- 第十条 この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。
一 金貨、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、商品券その他の有価証券並びに石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品
二 美術品及び骨董品
三 容器及び荷造りに加え、一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）
2 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りにつき、これをいいます。
3 この運送約款において高価品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の扱替等不明な場合）

- 第十一条 当店は、荷送人（第七條第一項の運送引受書の交付を受けた申込み者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の扱替別その他その貨物の運送に關し必要な事項を明示しなかつた場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。

（荷造り）

- 第十二条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の取替別等に応じ、運送に適するように荷造りをしてしなければなりません。

- 2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要を荷造りを要します。

- 3 当店は、荷造りが十分なない貨物であっても、他の貨物と接触し与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けるといたします。

（外装表示）

- 第十三条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りではありません。
一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
二 品名
三 個数
4 その他運送の取扱いに必要な事項

（動物等の運送）

- 第十四条 当店は、動物が認められたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもつて前項の外装表示に對して次に掲げることを請求することがあります。
一 一 当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指示すること。
二 当該貨物の運送につき、付添人をつけること。

（危険品）

- 第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、そのおそれその他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（連絡運輸）

- 第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送することがあります。

（利用運送及び利用運送手数料）

- 第十七条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う貨物自動車運送事業者の商号又は名称等と通知します。

- 2 当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金を定める利用運送に係る手数料を受けます。

- 3 特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もった手数料を取受します。

- 4 第一項の通知を行わなかつた運送について、当店の責任により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は取受しません。

（積付け）

- 第十八条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
2 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

（受取及び引渡し）

- 第十九条 当店は、運送申込書に記載された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配先先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（荷理者等に対する引渡し）

- 第二十条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもつて荷受人に対する引渡しをみなします。
一 荷受人が引渡先不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
二 船舶、寄留倉、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（留置権の行使）

- 第二十一条 当店は、貨物に關し受取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。

- 2 商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかつたときは、当店は、その支払を受けたときは、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の催告）

- 第二十二条 当店は、荷受人を通知することができない場合は前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

- 2 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

- 3 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代えることがあります。

- 4 倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の存続を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の供託）

- 第二十三条 当店は、荷受人を通知することができない場合は前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

- 2 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の鑑査）

- 第二十四条 当店は、荷受人を通知することができない場合は前条第二項の場合には、その貨物を供託することがあります。

- 2 当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の鑑査）

- 第二十五条 当店は、第二十一条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を鑑査による方法により、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

- 2 前項の規定にかかわらず、損傷その他の損害を顕現したときは、指図を提出しなければなりません。

- 3 第一項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

（指図に応じない場合）

- 第二十六条 当店は、運送上の指図が生ずるおそれがある場合においては、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

（指図に応じない場合）

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

（事故の際の措置）

- 第二十七条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。
一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を顕現したとき
二 当初の運送経路又は運送方法によることができないとき
三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき

- 2 当店は、前項の場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 3 第一項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

（指図に応じない場合）

- 第二十八条 当店は、運送上の指図が生ずるおそれがある場合においては、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

（指図に応じない場合）

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

（事故の際の措置）

- 第二十九条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。
一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を顕現したとき
二 当初の運送経路又は運送方法によることができないとき
三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき

- 2 当店は、前項の場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 3 第一項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

（指図に応じない場合）

- 第二十九条 当店は、運送上の指図が生ずるおそれがある場合においては、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

（指図に応じない場合）

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

（事故の際の措置）

- 第三十条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。
一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を顕現したとき
二 当初の運送経路又は運送方法によることができないとき
三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき

- 2 当店は、前項の場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 3 第一項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

（指図に応じない場合）

- 第三十条 当店は、運送上の指図が生ずるおそれがある場合においては、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

（指図に応じない場合）

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

（事故の際の措置）

- 第三十一条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。
一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を顕現したとき
二 当初の運送経路又は運送方法によることができないとき
三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき

- 2 当店は、前項の場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 3 第一項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

（指図に応じない場合）

- 第三十一条 当店は、運送上の指図が生ずるおそれがある場合においては、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

（指図に応じない場合）

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

（事故の際の措置）

- 第三十二条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。
一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を顕現したとき
二 当初の運送経路又は運送方法によることができないとき
三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき

- 2 当店は、前項の場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 3 第一項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

（指図に応じない場合）

- 第三十二条 当店は、運送上の指図が生ずるおそれがある場合においては、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

（指図に応じない場合）

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

（事故の際の措置）

- 第三十三条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。
一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を顕現したとき
二 当初の運送経路又は運送方法によることができないとき
三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき

- 2 当店は、前項の場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 3 第一項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

（指図に応じない場合）

- 第三十三条 当店は、運送上の指図が生ずるおそれがある場合においては、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

- 2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。
一 運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の二十一パーセント以内
二 運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の三十一パーセント以内
三 運送引受書に記載した集貨予定日の当日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の五十一パーセント以内

（責任の時期）

- 第三十九条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受取った時に始まります。

（責任の証明）

- 第四十条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し、若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

- 一 荷送人が貨物を詰めたものであること
二 コンテナの封印に異常がない状態であること
三 コンテナ貨物の責任

- 第四十一条 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であつて当該貨物の積付の方法等が次に掲げる場合に當つたときは、その滅失又は損傷について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

- 一 荷送人が貨物を詰めたものであること
二 コンテナの封印に異常がない状態であること
三 コンテナ貨物の責任

- 第四十二条 当店は、動物が認められたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもつて前項の外装表示に對して次に掲げることを請求することがあります。
一 一 当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指示すること。
二 当該貨物の運送につき、付添人をつけること。

- 2 当店は、前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

- 3 第一項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 4 第二項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 5 第三項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 6 第四項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 7 第五項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 8 第六項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 9 第七項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 10 第八項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 11 第九項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 12 第十項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 13 第十一項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 14 第十二項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 15 第十三項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 16 第十四項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 17 第十五項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 18 第十六項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 19 第十七項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 20 第十八項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 21 第十九項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 22 第二十項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 23 第二十一項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 24 第二十二項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 25 第二十三項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 26 第二十四項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 27 第二十五項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 28 第二十六項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 29 第二十七項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 30 第二十八項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 31 第二十九項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 32 第三十項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 33 第三十一項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 34 第三十二項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 35 第三十三項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 36 第三十四項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 37 第三十五項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 38 第三十六項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 39 第三十七項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 40 第三十八項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 41 第三十九項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 42 第四十項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 43 第四十一項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 44 第四十二項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 45 第四十三項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 46 第四十四項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 47 第四十五項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 48 第四十六項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 49 第四十七項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。

- 50 第四十八項の指図をする場合において、指図を待たないときは、指図を提出しなければなりません。